

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第 13 号

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町税条例施行規則（昭和 49 年聖籠町規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の表中

「

法第 15 条第 1 項及び第 2 項（法第 15 条第 3 項）	徴収猶予（延長）の申請書 第 18 号様式
法第 15 条第 4 項前段	徴収猶予（延長）の許可通知書 第 19 号様式
法第 15 条第 4 項後段	徴収猶予（延長）の不許可通知書 第 20 号様式
法第 15 条の 2 第 2 項	徴収猶予に係る差押解除申請書 第 21 号様式

」

を

「

法第 15 条第 1 項及び第 2 項	徴収猶予申請書 第 18 号様式（その 1）
法第 15 条第 4 項	徴収猶予期間延長申請書 第 18 号様式（その 2）
法第 15 条の 2 第 6 項	徴収猶予（期間延長）申請に係る訂正等要求通知書 第 18 号様式（その 3）
法第 15 条の 2 の 2 第 1 項	徴収猶予（期間延長）許可通知書 第 19 号様式

法第15条の2の2 第2項	徴収猶予（期間延長）不許可通知書 第20号様式
法第15条の2の3 第2項	徴収猶予に係る差押解除申請書 第21号様式

に改める。

第11条の表中

「

法第15条の3第3項	徴収猶予の取消通知書 第23号様式
法第15条の5第3項	換価の猶予の延長申請書 第24号様式
法第15条の5第3項	換価の猶予（延長）の通知書 第25号様式
法第15条の6第2項	換価の猶予の取消通知書 第26号様式

を

「

法第15条の3 第3項	徴収猶予（期間延長）取消通知書 第23号様式
法第15条の6の2 第1項	換価の猶予申請書 第24号様式（その1）
法第15条の6 第3項	換価の猶予期間延長申請書 第24号様式（その2）
法第15条の6の2 第3項	換価の猶予（期間延長）申請に係る 訂正等要求通知書 第24号様式（その3）

法第15条の5第1項 及び法第15条の6第 1項	換価の猶予通知書 第25号様式（その1）
法第15条の5の2第 3項及び法第15条の 6の2第3項	換価の猶予期間延長通知書 第25号様式（その2）
法第15条の6の2第 3項	換価の猶予（期間延長）不許可通知 書 第26号様式（その1）
法第15条の5の3第 2項及び法第15条の 6の3第2項	換価の猶予（期間延長）取消通知書 第26号様式（その2）

」

に改める。

第16条の表中

「

条例第25条の2	町民税・県民税申告書 第59号様式（その1）
	町民税・県民税申告書兼修（更）正申告書 第59号様式（その2）

」

を

「

条例第25条の2	町民税・県民税申告書 第59号様式
----------	----------------------

」

に改める。

第 16 条の表中

「

条例第 30 条 第 1 項	町民税・県民税納税通知書 第 61 号様式（その 1、その 2）
条例第 34 条 第 3 項	町民税・県民税特別徴収税額の通知書 第 61 号様式の 2（その 1 からその 3 まで）
条例第 34 条 第 4 項	町民税・県民税特別徴収税額の変更通知書 第 61 号様式の 3（その 1、その 2）

」

を

「

条例第 30 条 第 1 項	町民税・県民税納税通知書 第 61 号様式
条例第 34 条 第 3 項	町民税・県民税特別徴収税額の通知書 第 61 号様式の 2（その 1、その 2）
条例第 32 条 第 1 項	町民税・県民税変更通知書 第 61 号様式の 3

」

に改める。

第18号様式を次のように改め、同様式を第18号様式(その1)とする。

第18号様式 その1

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 受付印 徴収猶予申請書 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 聖籠町長 氏 名 様 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 申請者 住(居)所 氏 名 印 </div> <p>地方税法第15条 第1項 第2項 の規定により、下記により徴収猶予を申請します。</p>										
納付(又は納入)すべき町税	調定年度	税 目	期 別	納期限	税 額	督 促 手 数 料	延 滞 金 額	滞 納 処 分 費	備 考	
					円	円	円	円		
納付(又は納入)すべき町税のうち、猶予を受けようとする金額										
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで					年 月間				
猶予の 詳細										
一 時 に 納 付 す る 事 情										
担 保 提 供	有無	(担保の種類を記入。無の場合は提供できない理由)								
差押解除申請	有無									
納付(又は納入)計画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額				
	. .	円	. .	円	. .	円				
					
					
添付書類		<input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類								

第18号様式（その1）の次に次の2様式を加える。

第18号様式 その2

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 受付印 徴収猶予期間延長申請書 </div>										
年 月 日										
聖籠町長 氏 名 様										
申請者 住(居)所 氏 名										
印										
地方税法第15条第4項の規定により、下記により徴収猶予の期間の延長を申請します。										
猶予期間延長申請額	調定年度	税目	期別	納期限	税額 円	督促手数料 円	延滞金 円	滞納処分費 円	備考	
	計									
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで					年 月間				
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由										
担保提供	有無	(担保の種類を記入。無の場合は提供できない理由)								
差押解除申請	有無									
納付(又は納入)	年 月 日	金額 円	年 月 日	金額 円	年 月 日	金額 円				
添付書類		<input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類								

第 18 号様式 その 3

第	号	徴収猶予(期間延長)申請に係る訂正等要求通知書
		年 月 日
住(居)所 氏 名 様		聖籠町長 氏 名印
<p>年 月 日徴収猶予(期間延長)の申請があつた提出書類について、不備がありましたので地方税法第 15 条の 2 第 6 項の規定により、訂正又は提出を求めます。つきましては、この通知を受け取った日から 20 日以内に、下記に記載された書類の訂正又は提出をしてください。</p> <p>なお、この期間内に書類の訂正又は提出がない場合は、地方税法第 15 条の 2 第 8 項の規定により、当該期間を経過した日において、当該申請を取り下げたものとみなします。</p>		
訂正等を求める書類	訂正等の内容	

第19号様式を次のように改める。

第19号様式

第	号	徴収猶予(期間延長)許可通知書									
		年 月 日									
納税者(特別徴収義務者)		住(居)所									
氏 名		様									
		聖籠町長									
		氏 名 <input type="checkbox"/>									
		年 月 日徴収猶予(期間延長)の申請があつたあなたの税額等については、下記のとおり許可しましたから、新たな税金を滞納しないとともに許可税額等を計画期日までに必ず納めて下さい。									
		地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。									
徴収 猶予 (金 延 長) 額	調定年度	税目	期別	納期限	税額	督促手数料	延滞金	滞処分	納費	備考	
					円	円	円	円			
	計										
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間(既に猶予をした期間との通算 年 月間)										
納付 (又は 納入) 計画	年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額			
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円			
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・				
備考	延滞金は、本税納付(納入)の日までの期間(法律の規定によつて免除される期間を除く。)に応じて再計算した額となります。										

第 20 号様式を次のように改める。

第 20 号様式

第	号	徴収猶予(期間延長)不許可通知書							
		年 月 日							
申請者 住(居)所 氏 名		様						聖籠町長 氏 名	
		年 月 日徴収猶予(期間延長)の申請があつたあなたの税額等については、徴収猶予(期間延長)を許可できませんから下記の税額等を直ちに納めて下さい。 地方税法第 15 条の 2 の 2 第 2 項の規定により通知します。							
徴収猶予(期間延長)申請額	調定年度	税目	期別	納期限	税 額 円	督促手数料 円	延滞金額 円	滞処分費 円	備 考
	計								
延滞金は、本税の納付(納入)の日までの期間に応じて再計算をした額となります。									
不許可理由									

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 2 1 号様式を次のように改める。

第 21 号様式

(受付印)		徴収猶予に係る差押解除申請書	
		年 月 日	
聖籠町長 氏 名 様		申請者 住(居)所 氏 名 (印)	
さきに差押を受けた私の滞納金額について、年 月 日付第 号で徴収猶予が許可されましたので、下記により差押を解除して下さるよう地方税法第 15 条の 2 の 3 第 2 項の規定により申請します。			
差 押 年 月 日	年 月 日		
差 押 金 額	円		
差 押 財 産			

第 2 3 号様式を次のように改める。

第 23 号様式

第	号	徴収猶予（期間延長）取消通知書									
		年 月 日									
納税者(特別徴収義務者)											
住(居)所											
氏 名 様											
		聖籠町長									
		氏 名印									
年 月 日付第 号		であなたの滞納税額等について徴収猶予（期間延長）をしましたが、本日猶予を取り消しましたから、下記の税額等を直ちに納めて下さい。									
		地方税法第 15 条の 3 第 3 項の規定により通知します。									
徴 収 猶 予 取 消 額	調定 年度	税目	期別	納期限	税 額	督 手 数	促 料	延 金	滞 額	滞 処 分 費	備 考
					円		円		円	円	
	計										
延滞金は、本税納付(納入)までの期間(法律の規定によつて免除される期間を除く。)に応じて再計算をした額となります。											
取 消 理 由											
備 考											

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第24号様式を次のように改め、同様式を第24号様式（その1）とする。

第24号様式 その1

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">受付印</div> 換価の猶予申請書									
								年 月 日	
聖籠町長 氏 名 様				申請者 住(居)所 氏 名					
地方税法第15条の6の2第1項の規定により、下記により換価の猶予を申請します。									
納付（又は納入）税	調定年度	税目	期別	納期限	税額 円	督促手数料 円	延滞額 円	滞分納費 円	備考
納付（又は納入）すべき町税のうち、猶予を受けようとする金額									
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで				年 月間				
町税を一時に納付する									
担保提供	有無		(担保の種類を記入。無の場合は提供できない理由)						
差押解除申請	有無								
納付（又は納入）	年 月 日	金額 円	年 月 日	金額 円	年 月 日	金額 円	年 月 日	金額 円	
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		・ ・		・ ・		
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類								

第 2 4 号様式（その 1）の次に次の 2 様式を加える。

第 24 号様式 その 2

換価の猶予期間延長申請書										
年 月 日										
聖籠町長 氏 名 様										
申請者 住(居)所 氏 名 (印)										
地方税法第 15 条の 6 第 3 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により、下記により換価の猶予期間の延長を申請します。										
猶予期間延長申請額	調定年度	税目	期別	納期限	税額	督促手数料	延滞金	滞納額	滞納処分費	備考
					円	円	円	円		
	計									
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで					年 月間				
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由										
担保提供	有無	(担保の種類を記入。無の場合は提供できない理由)								
差押解除申請	有無									
納付 (又は 納入)	年 月 日	金額	年 月 日	金額	年 月 日	金額				
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円				
	・ ・		・ ・		・ ・					
	・ ・		・ ・		・ ・					
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 財産収支状況書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類									

第 24 号様式 その 3

第	号	換価の猶予(期間延長)申請に係る訂正等要求通知書
		年 月 日
住(居)所 氏 名 様		聖籠町長 氏 名印
<p>年 月 日換価の猶予(期間延長)の申請があつた提出書類について、不備がありましたので地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する同法第 15 条の 2 第 6 項の規定により、訂正又は提出を求めます。つきましては、この通知を受け取った日から 20 日以内に、下記に記載された書類の訂正又は提出をしてください。</p> <p>なお、この期間内に書類の訂正又は提出がない場合は、地方税法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する同法第 15 条の 2 第 8 項の規定により、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなします。</p>		
訂正等を求める書類	訂正等の内容	

第25号様式を次のように改め、同様式を第25号様式(その1)とする。

第25号様式 その1

第 号		換価の猶予通知書							
		年 月 日							
納税者(特別徴収義務者) 住(居)所 氏 名 様		聖籠町長 氏						名印	
下記のとおり、地方税法		第15条の5第1項 第15条の6第1項		の規定により換価の猶予をします。					
換 価 の 猶 予 額	調定 年度	税目	期別	納期限	税 額 円	督 促 手数料 円	延 滞 金 額 円	滞 処 分 費 円	備 考
	計								
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間(既に 猶予をした期間との通算 年 月間)								
納 付 (又は 納入) 計 画	年 月 日	金 額 円	年 月 日	金 額 円	年 月 日	金 額 円			
	・ ・		・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・		・ ・				
	・ ・		・ ・		・ ・				
備 考	延滞金は、本税納付(納入)の日までの期間(法律の規定によつて免除される期間を除く。)に応じて再計算した額となります。								

第 2 5 号様式（その 1）の次に次の 1 様式を加える。

第 25 号様式 その 2

第	号	換価の猶予期間延長通知書								
		年 月 日								
納税者(特別徴収義務者)		住(居)所								
氏 名		様								
		聖籠町長								
		氏 名 <input type="checkbox"/>								
下記のとおり、地方税法		第 15 条の 5 の 2 第 3 項		において準用する同法第 15 条の 2 の						
		第 15 条の 6 の 2 第 3 項		2 第 1 項の規定により通知します。						
換 価 の 猶 予 額	調定 年度	税目	期別	納期限	税 額	督 促 手数料	延 滞 金 額	滞 処 分 費	納 費	備 考
					円	円	円	円		
	計									
猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間(既に 猶予をした期間との通算 年 月間)									
納 付 (又 は 納 入) 計 画	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額				
	・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円				
	・ ・		・ ・		・ ・					
	・ ・		・ ・		・ ・					
	・ ・		・ ・		・ ・					
備 考	延滞金は、本税納付(納入)の日までの期間(法律の規定によつて免除される期間を除く。)に応じて再計算した額となります。									

第26号様式を次のように改め、同様式を第26号様式（その1）とする。

第26号様式 その1

第	号	換価の猶予(期間延長)不許可通知書								
		年 月 日								
申請者 住(居)所 氏 名		様						聖籠町長 氏		名印
<p>年 月 日換価の猶予(期間延長)の申請があつたあなたの税額等については、換価の猶予(期間延長)を許可できませんから下記の税額等を直ちに納めて下さい。 地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第2項の規定により通知します。</p>										
換価の猶予(期間延長)申請額	調定年度	税目	期別	納期限	税 額	督促手数料	延滞金額	滞処分費	納 費	備 考
					円	円	円	円		
	計									
延滞金は、本税の納付(納入)の日までの期間に応じて再計算をした額となります。										
不許可理由										

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 26 号様式（その 1）の次に次の 1 様式を加える。

第 26 号様式 その 2

第 号	換価の猶予（期間延長）取消通知書										
年 月 日											
納税者(特別徴収義務者) 住(居)所 氏 名 様											
聖籠町長 氏 名印											
年 月 日付第 号であなたの滞納税額等について換価の猶予（期間延長）を しましたが、本日猶予を取り消しましたから、下記の税額等を直ちに納めて下さい。											
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 地方税法 第 15 条の 5 の 3 第 2 項 において準用する同法第 15 条の 3 第 3 項の規定 </div> 第 15 条の 6 の 3 第 2 項 により通知します。											
換価の猶予（期間延長） 取消額	調定 年度	税目	期別	納期限	税 額 円	督 手 数 円	促 料 円	延 滞 額 円	滞 処 分 費 円	納 費 円	備 考
	計										
延滞金は、本税納付(納入)までの期間(法律の規定によつて免除される期間を除く。)に 応じて再計算をした額となります。											
取消理由											
備考											

- 注 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、町長に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、聖籠町を被告(訴訟においては町長が被告の代表者となります。)としてこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第59号様式（その1）を次のように改め、同様式を第59号様式とする。

第59号様式

年度 町民税・県民税申告書

受付

郵便番号	世帯番号
	宛名番号

様方様

聖籠町長様
年 月 日 提出

現住所	聖籠町大字	続柄
フリガナ		
氏名		生年月日
個人番号		年 月 日生
職業		電話 ()

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	控除の事由	控除の金額	控除を受ける資産の種類	所得の種類	金額
⑩ 雑損控除	損害の原因	損害の年月日	損害を受けた資産の種類	1 事業 営業等 ⑦ 農 業 ⑧ 不 動 産 ⑨ 利 子 ⑩ 配 当 ⑪ 給 与 ⑫ 専 従 給 与 ⑬ 公 的 年 金 等 ⑭ そ の 他 ⑮ 短 期 ⑯ 長 期 ⑰ 一 時 ⑱	円
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		
	円	円	円		
⑪ 医療費控除	支払った医療費		保険金などで補填される金額	2 事業 営業等 ① 農 業 ② 不 動 産 ③ 利 子 ④ 配 当 ⑤ 給 与 ⑥ 雑 ⑦ 総 合 課 渡 ・ 一 時 ⑧ 合 計 ⑨	円
円	円				
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料	3 所得から差し引かれる金額	円
			円		
⑬ 生命保険料控除	新生命保険料の計	新個人年金保険料の計	介護医療保険料の計	4 所得から差し引かれる金額	円
	円	円	円		
⑭ 地震保険料控除	旧生命保険料の計	旧個人年金保険料の計		5 所得から差し引かれる金額	円
	円	円			
⑮ 障害者控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	6 所得から差し引かれる金額	円
	円	円	円		
⑯～⑰ 寡婦(寡夫)、勤労学生控除	⑯ □ 寡婦(寡夫)控除 □ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還		⑰ □ 勤労学生控除 (学校名)	7 所得から差し引かれる金額	円
⑱ 配偶者控除・配偶者特別控除	氏名 (個人番号)	障害の程度	級 度 級 度	8 所得から差し引かれる金額	円
	氏名 (個人番号)	障害の程度	級 度 級 度		
⑲ 扶養控除	配偶者の氏名 (個人番号)	生年月日	明・大 昭・平	9 所得から差し引かれる金額	円
		⑳ 配偶者の合計所得金額			
㉑ 扶養親族(16歳未満の控除対象外)	氏名 (個人番号)	生年月日	同居・別居の区分	10 所得から差し引かれる金額	円
			続柄		
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。			控除額	11 所得から差し引かれる金額	円
扶養控除の合計				12 所得から差し引かれる金額	円
雑損控除				13 所得から差し引かれる金額	円
差引損失額 災害関連支出-5万円					
医療費差引負担額				14 所得から差し引かれる金額	円
社会保険料控除					
小規模企業共済等掛金控除				15 所得から差し引かれる金額	円
生命保険料控除					
地震保険料控除				16 所得から差し引かれる金額	円
寡婦(夫)控除					
勤労学生・障害者控除				17 所得から差し引かれる金額	円
配偶者控除					
配偶者特別控除				18 所得から差し引かれる金額	円
配偶者の合計所得					
扶養控除				19 所得から差し引かれる金額	円
基礎控除					
控除額合計				330,000	円

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法

□給与から差引き(特別徴収) □自分で納付(普通徴収)

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税用)」をあわせて提出してください。

*裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞		与	等		円
合 計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

この申告書を提出した方は事業税の申告書の提出が必要ありません。

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		.	円	円
		.		
		.		
		.		

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	ア 円
	長期					イ 円
一 時						ウ 円

右上のアの金額を表面のケに、イの金額を表面のクに、ウの金額を表面のサに記入してください。右のエの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

エ 合計ア+[(イ+ウ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

氏名 (個人番号)	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
()		.		円
()		.		
()		.		
合 計 額				
所得税における 青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	金額
都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会、 日赤支部分	
条例指定分	
都道府県	
市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名 (個人番号)	住 所
()	
()	
()	
()	

15 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特別適用前の 不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額 (白)
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
□ 他都道府県の事務所等		

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

第59号様式(その2)を削る。

第61号様式（その1）を次のように改め、同様式を第61号様式とする。

第61号様式

年度 町民税・県民税 税額決定・納税通知書

年 月 日 聖籠町長 (印)

あなたの納税額を下記のとおり決定しましたので、通知します。

行政	区	世帯番号
住民コード		通知書番号
金融機関名		
口座種別		口座番号
口座名義人		

(円)

年度	年	税	額
給与からの特別徴収税額(別途通知)	A		
公的年金からの特別徴収税額(ア～カ)	B		
課税済又は納付済の税額	C		
所得割から控除することができなかつた	D		
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	E		
差引普通徴収税額(a) A-B-C-D-E	E		

■普通徴収税額(金融機関窓口納付又は口座振替分)

期別					
納期限					
納付額(a)					

■公的年金からの特別徴収税額(天引き分)

(円)

徴収月	年度分 仮特別徴収税額		年度分 本特別徴収税額	
	年 月	年 月	年 月	年 月
徴収額	ア	イ	ウ	エ
			オ	カ

特別徴収(天引き)を行う公的年金について

公的年金の	
支払者	
公的年金の	
種類	

(円)

年度分	仮特別徴収税額
年 月	年 月

◎ 賦課の根拠については裏面に記載してあります。よくお読みください。

第 61 号様式 裏

町民税および県民税の賦課について

1. 賦課の根拠
表記の課税は、地方税法並びに町税条例の規定によって課したものです。
課税される方
平成 年 1 月 1 日現在聖籠町内に住所のある方
平成 年 1 月 1 日現在聖籠町外に住所のある方で聖籠町内に事務所、事業所または家屋敷のある方（均等割のみが課税されます。）
課税されない方
平成 年 1 月 1 日現在生活保護法の規定による生活扶助を受けていた方
平成 年 1 月 1 日現在障害者、未成年者（平成 年 1 月 3 日以後生まれの方）、寡婦または寡夫で、平成 年中の所得が 1 2.5 万円以下の方
2. 均等割
町民税は 3, 5 0 0 円、県民税は 1, 5 0 0 円が課税されます。
3. 所得割額
前年の所得から所得控除をした後の金額を課税標準としてこれに（別表 1・2）の税率をそれぞれ適用し、（別表 3）の調整控除額（別表 4）の配当控除（別表 5）の税額控除（別表 6）の税額控除及び（別表 7）の配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除をおこなった後の金額が課税されます。
4. 不服の申立て
この税の賦課について、不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して審査請求をすることが出来ます。この税額の決定処分を取り消しを求めるとは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に町を被告（町長を被告の代表者）として提起できることとされています。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければなりません。①審査請求をした日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。
5. 延滞金
納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金等完納の日までの日数に応じ、地方税法等で定める割合で計算した額の延滞金を徴収します。
6. 督促および滞納処分
納期限までに税金を完納しないため督促を受けますと、延滞金および督促手数料（1 0 0 円）を徴収されるほか、督促状を発送した日から起算して 1 0 日を経過した日までに税金を完納しない場合は滞納処分を受けることになります。
7. 減免
災害等を受けたため税金の減免を受けたい方は、納期限までに減免を受けようとする事由を記載した申請書を町長あてに提出していただきます。

この税金についてのおたずね、ご連絡は
聖籠町 役 場 税 務 財 政 課 住 民 税 担 当
〒 9 5 7 - 0 1 9 2 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1 6 3 5 番地 4
電話 市外局番 0 2 5 4 代表 (2 7) 2 1 1 1

第 6 1 号様式（その 2）を削る。

第61号様式の2（その1）を次のように改める。

第61号様式の2 その1

年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更・通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	給与所得	山林所得	雑所得	課税所得	所得区分
	主たる給与以外の給与					
	所得区分					
	所得金額					

種別	除・春・勤					
医療費	配偶者					
所得	社会保険料					
控除	小規模企業共済					
	生命保険料					
	地震保険料					
	所得控除合計					

扶養親族当区分 本人当区分

氏名	生年月日	扶養親族当区分	本人当区分

町	税	果	額
6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分
2月分	3月分	4月分	5月分
変更月			

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	-----	-----	-----

指定番号	宛先番号
受給者番号	氏名
住所	

（注）この納付額決定書は、納税義務者が、納税義務発生月（令和5年10月）に納付した金額を、令和5年11月1日現在の納付額決定書の額と照合し、不足額があれば、不足額を納付し、超過額があれば、超過額を返金してもらうことができます。また、令和5年11月1日現在の納付額決定書の額と照合し、不足額があれば、不足額を納付し、超過額があれば、超過額を返金してもらうことができます。

（裏面）

所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
給与所得	山林所得	雑所得	所得区分
所得金額	所得金額	所得金額	所得金額

所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
所得金額	所得金額	所得金額	所得金額

① 所得区分の決定は、令和5年10月1日現在の所得区分に基づき、令和5年11月1日現在の所得区分と照合し、不足額があれば、不足額を納付し、超過額があれば、超過額を返金してもらうことができます。

所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
所得金額	所得金額	所得金額	所得金額

所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
所得金額	所得金額	所得金額	所得金額

所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
所得金額	所得金額	所得金額	所得金額

所得区分	所得区分	所得区分	所得区分
所得金額	所得金額	所得金額	所得金額

第61号様式の3(その1)を次のように改め、同様式を第61号様式の3とする。

第61号様式03
町民税
県民税
変更通知書

年 月 日

変更事由	区分	変更前① 円	変更後② 円	増減②-① 円
給与特別徴収税額	年税額			
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				
4月分				
5月分				
年金特別徴収税額	年税特別徴収税額			
第1期(4月分)				
第2期(6月分)				
第3期(8月分)				
第4期(10月分)				
第5期(12月分)				
第6期(2月分)				
普通徴収税額	普通徴収税額			
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
随時				

千 様

所得等	変更前① 円	変更後② 円	増減②-① 円
所得等			
営業等			
農業			
不動産			
利子			
株式			
外債他			
収入			
給与			
内専給			
所得			
公的収入			
年金			
所得			
雑			
合計			
控除前			
短期所得			
長期所得			
一時所得			
所得計			
事業・雑			
短期譲渡			
特別控除			
長期譲渡			
特別控除			
優良譲渡			
特別控除			
株式(上場)			
株式(未公開)			
上場株式等の配当			
山林			
先物取引			
雑損			
雑損			
医療費			
社会保険料			
小企共済			
生命保険料			
地震保険料			
障害・葬・勤			
配偶者			
配偶者特別			
扶養控除			
基礎控除			
控除計			

特別徴収	変更前① 円	変更後② 円	増減②-① 円
資料番号			
金融機関コード			
金融			
機関名			
口座種別			
口座番号			
口座名義人			
区分			
課税標準額			
算出額			
課税標準額			
算出額			
長期譲渡			
配当・株式			
先物取引			
優良譲渡			
算出額			
山林			
算出額			
算出所得額			
調整控除額			
税額控除			
住宅借入金等			
特別税額控除額			
寄附金控除			
配当割・株式譲渡			
所得別控除額			
所得割合計			
均等割			
年税額			
所得税額			
所得割より控除する区分で算出された配当割・株式譲渡所得別控除額			

特別徴収 義務者番号 住民コード 1/1世帯番号 世帯番号

第 6 1 号様式の 3（その 2）を削る。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。